

# 厚労省の医学会への下書き提供問題

## 政府は徹底した調査を！

2011年5月24日、厚労省の「イレッサ訴訟問題検証チーム」（主査：小林正夫厚生労働政務官）は、本年1月7日に大阪と東京の両地方裁判所がおこなった和解勧告に対して複数の医学会が裁判所の和解勧告を批判する声明を出した件で、厚労省が声明の発表を医学会に要請し、さらに下書きまで提供していた問題についての調査結果を発表しました。

### 「やれることはなんでもやる」なりふり構わぬ世論誘導方針

この報告によると、厚労省は、メディア対策として「局議」において「やれることはなんでもやる」との方針のもと学会への要請をおこなったことが明らかになりました。

また、この報告では、学会に見解の公表を求めたことは「通常の職務行為の範囲内」とし、下書きの提供までおこなったのを「過剰なサービス」などとしています。

### もたれあいを反省すべき

しかし、監督官庁の厚労省が自らの見解を公表するのではなく、学会を通じて見解を公表してもらうなどというのは、官学の癒着、もたれあいの最たるもので、広く国民の健康と安全を守るべき行政として到底おこなってはならないことです。

これを「通常の職務行為の範囲内」などと平然と居直る態度からすると、これまでの公害・薬害訴訟でも同じような手段をろうしてきたのではないかと思います。行政として許されない今回の対応を深く反省するべきです。

### 再調査と厳重な処分を！

5月24日の調査報告が身内のお手盛り調査とそれに基づく処分に留まっていると言わざるを得ません。あらためて、再度の徹底した調査と処分がなされる必要があります。

2011年(平成23年)2月24日(木)

イレッサ訴訟

## 国が声明文案提供

### 医学会に「和解勧告を懸念」

厚生労働省が作成した和解勧告の文案を、関係する医師会や薬剤師会、看護師会などに提供したことが明らかになった。厚労省は、この文案を「通常の職務行為の範囲内」として提供したと主張している。一方、関係する医師会や薬剤師会、看護師会などは、この文案を「通常の職務行為の範囲内」として提供したと主張している。厚労省は、この文案を「通常の職務行為の範囲内」として提供したと主張している。一方、関係する医師会や薬剤師会、看護師会などは、この文案を「通常の職務行為の範囲内」として提供したと主張している。

### 取り調べ批判回避狙う

可視化証行案「全面論と隔たり」

西武盛岡江藤で、賠償を大幅減額。厚労省は、この文案を「通常の職務行為の範囲内」として提供したと主張している。一方、関係する医師会や薬剤師会、看護師会などは、この文案を「通常の職務行為の範囲内」として提供したと主張している。

(毎日新聞 2月24日付朝刊)